

年度末・年度始め休業（春休み）期間の対応について

1 登校日の設定

突然の臨時休業に伴い、子どもたちが安心して新学期へ向かうことができる機会として、登校日を設ける。

(1) 3月26日（木）から31日（火）までの間に、登校日（1日）を設ける。

(2) 対象は在校生のみ。

(3) 感染拡大防止対策を講じ、必要最小限の時間で主に下記の内容を行う。

①心身の健康・学習・生活状況の確認、指導・支援（声かけ）

②今後の予定連絡（入学式・始業式、新学期の学校生活）

③修了証・通知票、必要通知等の配布

※一堂に会する式（修了式、離任式等）としては実施しない。

2 部活動ウォーミングアップ週間の設定

新学期に向け心身の調整を図るため、段階的に部活動を行うためのウォーミングアップ週間を設ける。

(1) 期間は3月30日（月）から4月3日（金）までとする。

(2) 手洗い、消毒、換気、活動空間の確保、活動時間帯の工夫など感染拡大防止策を講じる。

(3) 自校内での活動とし、2時間以内を目安とする。

3 学校施設の貸与

春休み期間中、密集性を回避し感染拡大を防止する観点で、放課後児童クラブ等より学校施設の利用等の要望がある場合は、入学式の準備等支障がない範囲で施設の活用を推進する。

4 令和2年度入学式

規模の縮小や時間短縮、密集性を回避するなどの感染拡大防止対策を講じ実施する。

※来賓等については、令和元年度卒業証書授与式の対応と同様とする。

5 留意事項

市内で感染者が確認された場合など、感染状況により対応について変更することもある。